

(仮称)福祉のまちづくり条例骨子(案) 修正箇所一覧(令和3年度第2回)

○意見等内容及び対応内容

対象箇所	意見等内容	意見等に対する対応内容
条例名(案)	・他の自治体のバリアフリーの推進を目的とした福祉のまちづくり条例や、本市のまちづくり基本条例との違いを明確化するために、地域共生社会の実現に向けた具体的な施策を推進するための根拠条例であることが分かる名称がいいのではないか。	意見を踏まえて、名称を“(仮称)旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例”に変更しました。
1 目的 本文1行目 ※他該当箇所多数		条例名の変更に伴い、“まちづくり”を“施策”に修正し、関係各箇所の表現を修正しました。
1 目的 本文1行目		“2 定義”において、“(4)社会福祉協議会”と“(6)地域活動団体”を追加したことに伴い、文章を変更しました。 また、“役割及び責務”を“役割”に変更しました。
2 定義(1)		“地域共生社会の実現に向けたまちづくり”を“地域共生社会”に修正し、文末の“社会を目指すことをいう”を“社会をいう”に修正しました。
2 定義(2) 本文1行目	・“子育て世帯”は、人ではないので、統一したほうがいいのではないか。	意見を踏まえて、“子育てを行う者”に修正しました。
2 定義(3) 本文	・合理的配慮という単語は使われ始めてから日も浅く、一般の認知度はまだまだ低いと思う。 ・しかし、定義が分かりづらいので、もっと分かりやすくした方がいいと思う。	意見を踏まえて、他都市の条例を参考にして文章全体を修正しました。
2 定義(4)		この条例に基づく具体的な施策を実施するためには、旭川市社会福祉協議会との協力・連携が必要になると考えられることから、新たに“社会福祉協議会”を定義し、関係する各項目に追加しました。

(旧 定義5 関係機関)		公的機関については、個々に根拠法令があり、この条例において役割を定めるものでないことから定義から削除し、文中の表記を“関係する公的機関”に変更しました。
2 定義(5)本文1行目 (旧 定義(6)関係団体)		“事業を営む”では、ボランティア団体等の活動を読み切れないため、“事業又は活動を行う”に修正しました。
2 定義(6) ※他該当箇所多数	・関係団体の定義では、社会福祉分野以外の地域活動を行う団体が含まれないので、そうした団体について明記した方がよいのではないか。	意見を踏まえて、新たに“地域活動団体”を定義し、関係する各項目に追加しました。
3 基本理念 本文1行目		条例名の変更に伴い、文章表現を整理しました。
3 基本理念(1)～(4)		“～のまちづくり”としていた各タイトルを削除し、文末の“～社会を目指します。”を“～こと”に変更しました。
3 基本理念(4)1行目		住民同士の支え合いは、これまでも一定程度機能してきたことから、“機能を強化”を“促進”に修正しました。
3 基本理念(4)3行目		市民が抱える課題について、必ずしも地域が主体となって解決を図るケースばかりではないことから“地域が主体となって解決できる”を“地域で解決できる”に修正しました。
4 市の役割 (旧 4 各担い手の役割・責務)		“4 各担い手の役割・責務”をそれぞれ別項目とするとともに、“(4)市の責務と内容を“4 市の役割”と“11 基本施策”に分割・変更しました。

5 社会福祉協議会の役割		この条例に基づく具体的な施策を実施するためには、旭川市社会福祉協議会との協力・連携が必要になると考えられることから、新たに“社会福祉協議会の役割”を追加しました。
6 関係団体の役割 イ 1行目 (旧 4(2) 関係団体の役割) 8 事業者の役割 エ 1行目 (旧 4(3) 事業者の役割) 9 市民の役割 ア 1行目 (旧 4(1) 市民の役割)		定義から“関係機関”を削除したことに伴い、“関係機関”を“市又は関係する公的機関”に修正しました。
9 市民の役割 ア 2行目 (旧 4(1) 市民の役割)		“地域共生社会の実現に向けたまちづくりの推進に関する施策”を“地域共生社会の実現に向けた取組”に修正しました。
10 他分野との連携		条例の目的を達成するためには、福祉分野及び保険分野以外の様々な分野の事業との連携を図る必要があることから新たに項目を追加しました。
11 基本施策 ア～シ (旧 4(4) 市の責務 ア～コ)		“3 基本理念”の各項目の内容に合わせ、順番を入れ替えました。
11 基本施策 エ (旧 4(4) 市の責務 カ)		“個々の状況に合った福祉的なサービスを受けることができる”の一文を加え、文章全体を修正しました。
11 基本施策 カ		“3 基本理念(2)”を実現するための施策を新たに追加しました。
11 基本施策 ク (旧 4(4) 市の責務 オ)		“市民及びその家族”を“市民及び当該市民に対する支援を行う者”に修正しました。
11 基本施策 サ		“3 基本理念(4)”を実現するための施策を新たに追加しました。
12 評価検証 1行目 (旧 5 評価検証)		“まちづくり”を“施策”に修正しました。